

別添1

意見No	ページ	行	見出し番号	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)
1	2	1	冒頭	「日本の循環型社会形成に向けて中長期的な方向性を設定」とあるが、その設定のためには、人口の減少・高齢化、産業構造の変化、IT技術の普及、企業の海外展開、アジアの新興国の経済成長、パリ協定などを踏まえ、まず日本社会の今後の姿を展望すべきである。その上で、何故1. から8.の取組が必要かを解き明かすべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
2	2	1	冒頭	持続可能な開発目標を念頭に置くのであれば、既に国内の『循環型社会形成』のためだけに中長期的な方向性を設定することには違和感を感じる。都はグローバルなサプライチェーンにおける影響を考慮したうえで、『持続可能な資源利用』を目指し、様々な取組を行っている。我が国が政策として循環型社会形成を進めてきたことは内外に知られており、2020年に向けて、地球の持続可能性への配慮を世界に打ち出すための理念を検討すべきではないか。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
3	2	1	冒頭	①中長期的な方向性(あるべき姿)とバックキャストの検討の経緯が示されていないため、後述の各取組が中長期的な方向性とどう関係するのかが不明。本来なら、中長期的な方向性をどの様に議論して設定したかの経緯が重要ではあるが、少なくとも中長期的な方向性(あるべき姿)を明記するべきではないか。 ②基本計画の中で「中長期的な方向性を設定し、そこからバックキャスト的に検討」と言うことであれば、中長期的な方向性の設定前に何ゆえ「下記の取組を戦略的に進める必要がある」とされたのか、検討の経緯が不明である。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
4	2	1-2	冒頭	バックキャスト方式を活用する際には、明確かつ具体的なゴールの設定が必要である。しかし、循環分野において、具体的なゴールや目標年次の設定が可能かどうか、あるいは、そもそも数値目標などの具体的なゴールを国として設定すべきか、現時点では明らかではない。 循環型社会形成の推進にあたり、重視すべきは、むしろ、目指すべき方向性やその政策のあり方を、関係者のコンセンサスを得ながら丁寧にまとめていくことであり、今後の計画案文の検討においては、その点に留意する必要がある。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

5	2	1	1	全ての廃棄物処理施設が対象になると読めるが、廃棄物処理施設の形態によってはエネルギーセンターや防災拠点になじまないものもあるのではないか。 「廃棄物処理施設の形態によっては地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づける」としてはどうか。	ご意見を踏まえて、廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置付ける際には、施設の形態のほか、地域の地理的・社会的条件等を勘案する必要があることから、以下のとおり修文致します。 「例えば、…を図ることや、地域特性等に応じて廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけることにより…」
6	2	9	1	廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置付ける」ことで「国土強靱化」を目指すことには賛成しますが、廃棄物処理施設は近隣の地域住民の立場からは“迷惑施設”であり、施設設置の際のハードルも高く、防災拠点として必要な敷地面積も確保できないのではないのでしょうか。地域住民の感情を緩和させ、施設敷地を確保できるような具体的な施策がございましたら、明記願います。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
7	2	13-15	1	「環境・経済・社会課題の解決に統合的に取り組む」との姿勢は、経団連が重要視する「環境と経済の両立」と合致するものであり、賛同する。 そのうえで、環境・経済・社会課題に統合的に取り組むとの視点に立てば、経済合理性や費用対効果、実効性、現在検討が進められている第5次環境基本計画をはじめとする国の他計画との整合性の確保、トレードオフの関係への対処など、考慮すべき重要な視点がある。基本計画には、こうした視点が重要である旨を明記し、各施策の立案や評価に生かすべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
8	2	13-15	1	環境・経済・社会活動の統合的解決のためには、「環境保全と経済成長の両立」の実現が重要である。そのためには、ポリシーミックス(政策手段の適切な組み合わせ)の考え方にに基づき、各分野の課題に対応するための政策が包括的に統合されることが重要と考えている。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
9	2	13-15	1	業界団体との連携についても付け加えていただきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
10	2	24	3	中小企業の自主的な取り組みが阻害されないこと、および中小企業の経営の健全性維持が重要であることから、「排出事業者の廃棄物処理に関する責任や市町村の一般廃棄物処理に関する統括的責任が果たされること」について、不要に、かつ過大に規制が強化され、その結果として自主性や健全性が損なわれることがないよう要望する。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
11	2	24-29	2	多様な事業者の連携のところで肥飼料化事業者についても言及していただきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

12	2	27	2	<p>「地域産業として…地域コミュニティの再生、雇用の創出、地域経済の活性化」と記載がありますが、農業の分野では「地産地消」のような取り組みが行われておりますが、地域循環＝廃棄物処理の分野でこの「地産地消」のような取り組みは非現実的であると考えます。</p> <p>なぜなら、農業のような生産者は、各地にあります。廃棄物処理施設はその設置の困難さゆえに、施設の数に限られています。地域産業として地域経済の活性化を目指すのであれば、各地域に小規模な処理施設の設置が必要となります。今まで進めてきている「自治体の広域化処理」とは異なった考え方であり、目指すべき方向性が見えません。「小規模化」か「広域化」どちらかの方向性を明確にし、その施策を検討する必要があると考えます。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
13	3	3	3	<p>事業者に新たな負担を課すような規制的手法に安易に頼らないでいただきたい。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
14	3	5	3	<p>「ライフサイクル」は、廃棄物等の発生から循環的な利用のみならず、循環的な利用ができない廃棄物の埋め立て処分も含むと考える。明確な定義がないので適当な箇所定義を書き込む必要がある。その際「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」という見出しについては、仮に、「ライフサイクル」に、循環的な利用ができない廃棄物の埋立処分を含む場合には、「徹底的な資源循環」という表現がしっくりいかない。</p>	3. では、循環利用が可能なものは資源循環を徹底させることを主眼に記載し、廃棄物の埋め立て処分等を適正に行うことについては6. で記載しているため、原案通りとさせていただきます。
15	3	5-7	3	<p>「各主体が連携してライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環を徹底するための施策について」検討するとの方針に賛同する。</p> <p>しかしながら、前提条件のように示された「上流側での取組を強化し、」との説明は、規制的手法により一部の事業者の負担を強化するととれるため、今後の計画案文の検討にあたっては、一部の事業者に責任や負担を課し、関係者の自主性や主体性を損なうことにならないよう、留意すべきである。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

16	3	6	3	<p>「環境配慮設計、持続可能な調達、リデュース、リユース、再生資材の利用拡大など上流側での取り組みを強化する」ことを支持します。</p> <p>ただし、環境省が毎年、インターネットで調査している「国民の循環型社会形成に対する意識・行動の変化」(2016年度)では、2007年度の「ごみ問題への関心度」は85.9%の人が関心をもっていましたが、2016年度には66.3%にまで低減しています。「廃棄物の減量化や循環利用に対する意識」については、ごみを少なくする配慮の意識が減少傾向にあり、逆に「ごみ問題は深刻だと思いつながらぬ、多くのものを買ひ、多くのものを捨てている」は、2007年度は7.0%でしたが、2016年度には14.4%と倍増しており、平均的な国民の環境意識の低下は明らかです。</p> <p>市民団体が毎年国内で実施している河川周辺のごみ拾いでは、圧倒的にペットボトルの散乱が際立っています。この点について、PETボトルリサイクル推進協議会(2015年度)のデータでは、清涼飲料用PETボトルの出荷本数は205.3億本、リサイクル率は86.9%なので、26.9億本/年が未回収のままです。この未回収のPETボトルについて、そのうちのおよそ7~8%がポイ捨てされたら、年間の散乱ごみは「約2億本」にのぼります。</p> <p>このような現状に対して、各主体が連携して、リデュース、リユースを推進し、効率的な資源循環を実現するための効果的な経済的手法(例えば、レジ袋の有料化やペットボトルのデポジット制度など)の導入策についても示してください。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
17	3	7-8	3	<p>「各主体が連携してライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環を徹底するための施策」を実施するにあたり、廃棄物処理法等における事業者の事務処理負担の軽減も重要である(例えば、手続きの迅速化・一本化・電子化、提出書類の統一化)。これまで、廃棄物処理法やリサイクル法の点検がたびたびされているが、引き続き事業者の事務処理負担の軽減について検討されるべきである。併せて、今後の廃棄物処理法やリサイクル法の点検においては、各主体が連携しやすいよう、廃棄物の定義、区分、該当非該当をより明確化することを論点とすべきである。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
18	3	10-11	3	<p>業界団体が推進する認証制度(たとえば当協会が推進する生分解性プラスチック認証制度と認証マーク・認証取得製品、バイオマスプラスチック認証制度と認証マーク・認証取得製品)の消費者への認知度向上、普及についての支援についても言及していただきたい。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
19	3	12	3	<p>中小企業の自主的な取り組みが阻害されないこと、および中小企業の経営の健全性維持が重要であることから、「拡大生産者責任の適用」にあたっては、不要に、かつ過大に規制が強化され、その結果として自主性や健全性が損なわれることがないよう要望する。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

20	3	12-14	3	<p>拡大生産者責任は、OECDのガイダンス・マニュアルにおいて、各国の経済・社会・文化的事情を考慮し、そのなかで最も自国にあった方式をとることが推奨されている。すなわち、必ずしも全面的に生産者に責任を移転させるものではなく、拡大生産者責任を適用するか否かは、画一的に定められるものではない。個別の政策検討のなかで、いたずらに事業者の責任を強化することにならないよう、基本計画において「拡大生産者責任」との言葉を用いる場合は、丁寧に記述されたい。</p> <p>また、「経済的インセンティブの活用について示す」について、その財源確保にあたっては、一部の事業者に過度な負担を課さないよう、慎重な検討が求められる。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
21	3	19-22	3	<p>「プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材、食品、ベースメタルやレアメタル等の金属、土石・建設材料、温暖化対策等により新たに普及した製品や素材について」特に例示する必要があるかの基本的な考えが述べられていない。</p> <p>一般的には、まずは発生量の多い廃棄物等について資源循環のためのベンチマークを定める必要があることを述べ、次に利用を想定した優先対象を示すのが適当である。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
22	3	23-25	3	<p>海洋中のマイクロプラスチックなどの新たな国際的な課題に対応するため、実態把握や発生抑制を進めるとともに、使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース等に関する必要な施策について示す。の記述を削除。</p> <p>・マイクロプラスチックを含む海洋ごみについては、別掲(P6(廃棄物による汚染された環境の再生))で述べられており重複する。</p> <p>・「使い捨て……について示す。」昨年、環境省、経産省の合同審議会でもとめられた報告書(容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書)を逸脱するものであるため。</p>	<p>ご意見も踏まえて以下のとおり修正します。なお、当該記載箇所とP6の記載の趣旨は異なるため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>○海洋中のマイクロプラスチックなどの新たな国際的な課題に対応するため、実態把握や発生抑制を進めるとともに、使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、適正な処分の確保等に関する必要な施策について示す。</p>
23	3	23-25	3	<p>海洋中のマイクロプラスチックは、指摘のとおり国際的な課題であり、施策の検討にあたっては、実効性と国際的な公平性を確保することが重要となる。基本計画には、実態把握の必要性とともに、それらの視点についてしっかりと明記すべきである。</p>	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
24	3	24	3	<p>「使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース」という表現がありますが、1)使い捨て製品のリデュースという表現は、そのまま生産削減、経済活動抑制を意味する表現であること、単回利用容器による優れた衛生性や効果的な品質保証方法のメリットを無視し、よくないもの(短期、環境的にはそういう面がある可能性までは否定しませんが)との評価を押し付ける表現であることが気になります。本来、抑制すべき対象は不適切な廃棄物であって、生産ではないはずで、「使い捨てのプラスチック容器包装等の不適切な廃棄物のリデュース」といった、経済発展や衛生確保活動に直接の否定的な影響を及ぼさない表現への修正が必要と考えます。</p>	<p>ご意見も踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>○海洋中のマイクロプラスチックなどの新たな国際的な課題に対応するため、実態把握や発生抑制を進めるとともに、使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、適正な処分の確保等に関する必要な施策について示す。</p>

25	3	24-25	3	<p>プラスチック容器包装は、食品ロス削減や中身製品の保護、衛生面での安全・安心の確保等のために必要であり、現代社会において一定の役割を果たしています。また、プラスチック容器包装の削減に向け、業界がすでに自主的に取り組み、一定の成果を上げていることは広く知られています。こういった事実を踏まえ、「使い捨てだからリデュースする」という考え方は短絡的であり、合理性に欠けると考えられます。</p> <p>また、海洋ごみ発生の大きな原因は使用後のプラスチック製品の不適切な処理や廃棄であることから、この不適切な処理や廃棄を防ぐことが最大の課題であり、2016年5月に環境省および経済産業省が合同で取りまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」においても、「第2章 容器包装リサイクル制度の評価と課題及び検討の基本的視点」で、「近年、社会問題化している海洋漂着ごみについては、マイクロプラスチックの問題など環境や生態系への影響が懸念されており、海ごみ対策や散乱ごみ対策といった観点からも、容器包装廃棄物の海ごみに占める位置づけや制度の役割を踏まえた上で、分別意識の向上や廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正な処分の確保を行うことが重要である。」と明記しています。</p> <p>以上を踏まえ、該当箇所は以下のような表現がより適切かつ現実的であると考えます。</p> <p>「○海洋中のマイクロプラスチックなど新たな国際的課題に対応するため、実態把握や発生抑制を進めるとともに、プラスチック容器包装等について、その必要性や役割を評価したうえで、使用後の廃棄物の分別意識の向上や発生抑制、適正な処分の確保、業界との連携を含めた容器包装等のリデュース等に関する必要な施策について示す。」</p>	<p>ご意見も踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>○海洋中のマイクロプラスチックなどの新たな国際的課題に対応するため、実態把握や発生抑制を進めるとともに、使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、適正な処分の確保等に関する必要な施策について示す。</p>
26	3	26-31	3	<p>個別リサイクル法の対象に留まらず、多種多様な製品に含まれるプラスチック等の資源循環を進めるための施策について示すこととされているが、その具体的な内容が不明である。施策の検討にあたっては、国・自治体・事業者・国民の役割分担、かかる費用の問題、リサイクル品の品質確保の問題など、考慮すべき課題は多い。拙速に規制を導入し、一部の関係者に多大な負担を課したり、既存のリサイクルルートによる資源循環が阻害されたりすることのないよう、慎重な検討を行う必要がある。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
27	3	31-33	3	<p>バイオマスプラスチックについては平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に定量的な温室効果ガス削減目標とその実現のための施策が定められているので、これとの整合性を取っていただくとともに、その取り組みの更なる推進について言及していただきたい。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>

28	3	31-33	3	ここでは触れられていない生分解性プラスチックについても例えば農業用マルチフィルムとして使用され、使用後に土に漉き込むだけで処理が終了することから産業廃棄物の削減や農作業の軽減に大いに寄与している。また、食品残渣回収袋として使用すれば食品残渣とともに肥料化(たい肥化)することができ、再資源化の観点から有効と考える。ついては、生分解性プラスチックについての評価・活用に関する調査研究や普及を進めるための施策についても言及していただきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
29	3	31-33	3	バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックの普及促進の手段としてインセンティブ制度の創設についても言及していただきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
30	4	1	3	食品は、環境のみならず、持続可能性への影響等を考慮すれば、今第一に取り上げられるべきである。政府の本気度を示していただきたい。また、食品とすることに意図があるのかもしれないが、資源として考えるのであればバイオマスとしてトータルに考えるべきではないか。また、ここに書き込む必要はないかもしれないが、事業者や自治体の連携を書くのであれば、食品ロス削減に関して、政府間各省の連携を特段にお願いしたい。食品ロスに関して、国として目標を設定するのであれば、信頼性を確保した調査結果(データ)等に基づく合理的な目標設定でなければ、協力は得られにくいと考える。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
31	4	2	3	農林水産業、食品製造業・卸売業・小売業、外食産業の経済活動と密接に関係することから慎重な議論をお願いする。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
32	4	3	3	食品ロスの削減とリサイクルそれぞれについて記載すべきではないか。バイオマス資源の有効活用は、区市町村単位では困難な場合がある。地域全体とは何を指すのか。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。なお、「地域全体」とは市町村等の地方自治体単位を念頭にはしていますが、地域特性等によりその範囲は異なるものと考えています。
33	4	4	3	「食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業、家庭の各主体の取組を促進するとともに、地方自治体が各主体間の連携を調整し、地域全体で取組を促進」とあります。 この点、OECDの統計(http://stats.oecd.org/)によれば、日本の家庭ごみリサイクル率は他の先進国に比べて低迷しています。環境省の「一般廃棄物の排出及び処理状況等」においても、10年以上も20%を超えることができていません。 その理由が「生ごみリサイクルができていない」点にあることに鑑みれば、日本においても食品廃棄物によるバイオマス発電など自立した循環産業を新たに興すなど、大きく地域を活性化させるような施策を示すべきです。	ご指摘の内容については、既に2. の2パラで読み込めるため、原案通りとさせていただきます。 ※2. の2パラ「循環資源、再生可能資源を地域でエネルギー活用を含めて循環利用し、これらを地域産業として確立されることで地域コミュニティの再生、雇用の創出、地域経済の活性化などにつなげるための施策について示す。」

34	4	6	3	不適正処理が起きる背景を解明し、食品ロス(可食のもの)については、リサイクルだけではなく有効活用についても国民に信頼を得られる形で実現できる仕組みを検討すべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
35	4	8-9	3	食品廃棄物の処理については食品残渣回収袋や、やむを得ず使う簡易食器に生分解性プラスチックを使用すれば食物残渣と一緒にそのまま肥料化への処理が可能となり、については農作物の付加価値向上にもつなげられると考える。欧州では法整備も進んでおり、食品リサイクルの取組の施策の一つとしてとして取り上げていただきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
36	4	20	3	建築建物は30年もしくは50年、100年と長期に使用するものである。冷蔵庫、テレビ、LEDなどはトップランナー方式で省エネ化が急速に進んだが、住宅においては1999年にできた規格が未だに次世代となっており違和感がある。多くの住宅メーカーの熱損失係数は1W/m ² k辺りになっており、2020年基準など作ってはどうかであろうか。また、年間冷暖房費用が年間表示から、建物寿命である30年もしくは50年を表示し、評価することが常識となれば、断熱材費用の違いに吸収され、高断熱住宅が急速に普及するように思う。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
37	4	22	3	大規模地震対策においては木造住宅密集地域の耐震性・耐火性が課題となっていることから、「自然災害対策も考慮した既存住宅の改修による長寿命化など」としてはどうか。	ご意見も踏まえて以下の通り修正します。 「低炭素化や強靱化も考慮した既存住宅の改修による長寿命化など」
38	4	27	3	建設汚泥改良土について、適正なりサイクルを促進するために、品質基準や管理基準を明確にするなどすることが必要。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
39	4	28	3	太陽光発電パネルは適切にメンテナンスをすれば若干の劣化をするものの20年をはるかに超える寿命を持っていると言われている。太陽光発電設備の再エネ設備は国民負担の下に投資が実施されており、これら設備が適切な運用で発電能力を維持し、遠隔監視で低コストで運用され、循環型社会を実現する設備として長期稼働することが望ましいのではないのでしょうか。また、更なる太陽光発電設備導入においては適切な調整力の併設も重要であり、設備利用率が高まる過積載とともにメンテナンスで30年以上稼働する長寿命蓄電池とともに設置することが望ましいのではないか。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
40	4	29-30	3	建設汚泥再生品と廃コンクリート再生砕石の利用促進は、都市インフラの更新、大規模な道路工事、リニア新幹線工事等が進められる中で、大変重要であると考えている。建設汚泥再生品と廃コンクリート再生砕石の利用促進にとって、再生品の廃棄物該当性に関する判断を明確にすることが重要である。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

41	4	29-30	3	再生材の新規用途への利用促進について、建設汚泥再生品と廃コンクリート再生砕石の利用促進は、今後ますます重要ですが、これらの利用促進は再生品の廃棄物該当性に関する判断を明確にすることが重要です。 例えば、建設汚泥再生品(又は再生砕石)の製造、流通、利用先、利用用途が明確化され、利用用途に応じた品質確保がされるような一定の要件を満たす再生品については、製造された段階において保管を含め一般資材と同一の取り扱いにしていきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
42	5	23	5	「風水害等」が何を指しているのかが不明確。「災害廃棄物の迅速・適正な処理」であれば前項に記載されているので、この文は不要ではないか。	風水害等」とは台風や集中豪雨を指しており、温暖化による影響の具体例として必要であるため、原案通りとさせていただきます。
43	5	24	5	「廃棄物処理システムの強靱化を進めるため、国、地方公共団体、民間事業者団体等が協同すべきである。」ことを追記すべきである。特に、地方公共団体が有する施設、民間の産業廃棄物処理業者等が有する施設を有効に利用するとの視点が大事であり、そのためには、これらの施設を予め把握しておく、必要な改修をしておくことが重要である。	ご意見を踏まえて以下の通り修正します。 「平時から災害時における生活ごみ、し尿、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進する等、自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるための施策について示す。」
44	5	30	5	県ごと、市町村ごとの「災害廃棄物処理計画」の策定を加速するため、国はいつまでに全国で計画策定を完了すべきかの目標年度を示すべきである。また、一部の市町村は廃棄物処理の事務組合を作っているため、事務組合単位での計画策定も必要である。さらに、職員体制に不安がある市町村に対しては、計画策定の支援を国等が行うべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
45	5	35-36	6	廃棄物の不適正処理への対応強化のため、廃棄物処理法や同政省令の改正も適宜必要と考えるが、「食品廃棄物の不正転売事案について(総括)」で指摘されているように、行政部局の立入調査における能力向上、排出事業者責任の周知・徹底も明記すべきである。 (参考)食品廃棄物の不正転売事案について(総括) http://www.env.go.jp/press/files/jp/106151.pdf	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
46	5	35-36	6	廃棄物の不適正処理への対応強化に向けた施策について、廃棄物処理法及びその政省令の改正は大変重要と考えますが、平成28年1月の食品廃棄物の不正転売事案で指摘されているように排出事業者責任の周知・徹底が重要であるとともに、行政当局の立入調査の能力の向上が必要ですので、その旨の記述をお願いします。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

47	5	37-38	6	不法投棄の撲滅のため、行政へ通報がされた場合、通報を受けた行政が速やかに必ず対応することが重要であり、この点を明記すべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
48	5		5	自然災害に対する施策は国が進める災害対策との整合に十分留意して頂きたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
49	6	1-2	6	電子マニフェストの使用率の向上のためには、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が揃って確実に使用するための方策の導入が重要である。現状、規模の小さい収集運搬業者など電子マニフェストの普及が未だ進まない関係者は多く存在する。収集運搬業者・処分業者が対応しないことにより、排出事業者が電子マニフェストを使用できず、排出事業者責任が問われることは公平性を欠くため、基本計画には、収集運搬業者・処分業者を対象とした加入率向上の施策を講じていくことについて、しっかりと明記すべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
50	6	1-4	6	マニフェストは、不適正事案の調査等のために有効であるものの、2行目の「良貨が悪貨を駆逐する競争環境の整備」においては、まず、排出事業者の意識改革とともに、優良産業廃棄物処理業者の育成・優良認定制度の活用が重要である。これらが先行・優先して、電子マニフェストの加入率の向上は意味を持つものとする。また、ここで取り上げている、優良認定制度や電子マニフェストは、産業廃棄物分野におけることなので、3行目の「循環分野における環境産業全体の健全化及び振興」という表現ではなく「産業廃棄物業の健全化及び振興」がより適切である。なお、「循環分野」という用語は、循環資源について述べる際に使用すべきと思われる。	ご意見のとおり、優良産業廃棄物処理業者の育成や優良認定制度の活用が重要であると認識しております。後段のご意見については、優良認定制度や電子マニフェストの加入率の向上など、産業廃棄物の処理に関する施策を例示として用いておりますが、これらを含め、循環分野における環境産業全体の健全化や振興を図ることを意図していることから、原案通りとさせていただきます。
51	6	5-7	6	廃棄物処理分野における情報の電子化の推進の重要性について、盛り込んだ点を評価する。 そのうえで、基本計画には、電子化の推進により期待される効果や目指すべき姿などを示し、併せて、処理業者の許可情報等の公開・一元管理、電子マニフェストの活用を含めた各種報告手続の電子化および合理化など、具体的に推進すべき項目を整理すべきである。また、計画策定後、電子化を推進するための検討会を設置して取り組む旨を、明記すべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

52	6	8-10	6	<p>この表現は、次のようにされるとより適切と考える。「アスベスト、POPs廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬などについて、当該物質の製造(非意図的を含む。)、使用、廃棄といった化学物質対策全体の視点も踏まえつつ、水質汚濁・大気汚染・土壌汚染などの防止対策と連携し、適正にこれらの廃棄物の回収、収集運搬、処分、再生を行うための施策について示す。また、施策の実施にあたっては、当該物質やそれを含む廃棄物に関する環境保全上必要とする情報を関係者が提供・共有することが重要である。」</p>	<p>ご意見のとおり、化学物質対策及び環境汚染防止対策についてより明確化することに加え、後段の部分についての情報の提供・共有を踏まえて、以下の通り修文致します。</p> <p>「アスベスト、POPs廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬などについては、製造、使用、廃棄の各段階を通じた化学物質対策全体の視点も踏まえつつ、水質汚濁・大気汚染・土壌汚染などの防止対策と連携するとともに、当該物質やそれらを含む廃棄物に関する情報を関係者が提供・共有し、適正に回収・処理を行うための施策について示す。」</p>
53	6	13	6	<p>「有害物質規制の強化などの国際的動向」とあるが、近年過剰とも思える規制が国際的に進んでいるが、特に廃棄物処理においては対応に要する人的・経済的コストと有害性の度合いを十分に検討した上で施策を検討していただきたい。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
54	6	13	6	<p>リサイクル原料への混入だけでなく、清掃工場の停止や災害時の二次災害を防ぐためにも、家庭内でどのように捨てたらよいかわからず、滞留している有害廃棄物の実態について調査し、処理責任は生産者か区市町村かという議論に終始して先送りするのではなく、クローズドループを早急に作るための調査等を実施するなど新たな方策を示すべきではないか。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
55	6	20	6	<p>「(2)廃棄物により汚染された環境の再生」に、海洋ごみや散乱ごみに関するもののみならず、不法投棄現場の原状回復や環境再生も重要であり、書き込むべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「(2)廃棄物により汚染された環境の再生」に、以下の通り追記致します。</p> <p>「生活環境の保全上の支障等がある廃棄物の不法投棄等について支障の除去等を進めるとともに、未然防止や拡大防止の施策について示す。」</p>

56	6	22	6	<p>「(3)東日本大震災からの環境再生」とありますが、今後の日本の循環資源社会形成に向けて中長期的な方向性を設定するに当たり、最重要項目であるこの放射性物質に汚染された廃棄物(以下、「放射性廃棄物」という)の保管・処理について、6頁で記載する内容ではありません。まず、2頁の第1項目で記載するべきであり、放射性廃棄物の関連は、世界的にも注目されており、土壌汚染や海洋汚染の元凶であるこの事象に対して、まずは明確な方向性を示すべきであります。</p> <p>このままでは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの出場選手や観光客に対しての日本の対応策が示せないために、辞退や自粛などを招きかねない重要事項です。他の内容より、最優先で取り組む事項であることは明確です。</p>	<p>東日本大震災からの環境再生に向けた取組(除染、放射性物質汚染廃棄物の処理等)については、放射性物質汚染対処特措法や同法に基づく基本方針等に基づいて着実に実施しており、ご指摘の「明確な方向性」についても、同基本方針等においてすでにお示ししております。</p> <p>ご指摘の箇所の記載は、今般、次期循環型社会形成推進基本計画を策定するに当たり、東日本大震災からの復興の分野においても、資源循環・再生利用等の観点を取り入れて事業を実施していることを改めてお示したものにすぎず、ご指摘のような記載順の変更は必ずしも必要ないと考えているため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>ただし、いずれにしても、東日本大震災からの復興は政府の最重要課題であると認識していることに変わりはなく、引き続き全力で取り組んでまいります。</p>
57	6	22	6	<p>放射性廃棄物の保管場所の選定など地方公共団体と連携が必要なことが多いと思われませんが、地域の理解を得て、解決に向けたスケジュールを明記する必要があると考えます。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
58	6	29	7	<p>循環型社会形成のためには、「循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等」が重要と考えている。この指針に沿って施策が策定することを要望する。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
59	6	29	7	<p>エネルギー回収の高度化と二酸化炭素排出削減についてですが、エネルギーの循環の観点では、“回収の高度化”の次の段階である、“回収の高度化とその適切な活用方法”までいくと最良でないでしょうか。また“二酸化炭素排出の減少”では、“二酸化炭素排出の減少ならび適切な活用先の探索”までいくと最良でないでしょうか。この時、活用するための費用が回収を下回れば循環型になっていくと考えます。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
60	6	36-38	7	<p>中小企業が大多数を占める産業廃棄物業界が、「3Rやエネルギー回収の高度化と二酸化炭素排出量の減少を統合的に実現」する上では、事業者自らの努力を資金的、技術的に支援する制度の拡充が必要である。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>

61	7	6	8	SDGsを踏まえて指標を考える時に、資源利用の上流を考慮し、リサイクルによって多くを輸入に頼っている天然資源の利用量は減っているのか、資源の質を考慮した調達がなされているのかなどがより重要ではないか。また、他の国々が参考にできるプロセス以前に、この指標は政府の施策をレビューすべきためなのか、各主体の取組の指針とすべきものなのかを検討すべきではないか。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
62	7	6	8	「8.指揮・数値目標に基づく評価・点検」には1文しかなく、極めて不十分な内容です。 この点において、きちんと戦略的なKPI(主要業績評価指標)を設定し、その達成度について透明性をもって点検する管理手法を示すべきです。 とりわけ、循環型社会形成推進基本法の下位法である、個別のリサイクル法に基づく各施策に対して優先的に反映されることを促すためにも、その実効性を検証するためのコミュニケーション手法を示すことが求められます。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
63	7	7-9	8	これまでの基本計画において、経済社会におけるものの流れ全体を把握する物質フローの入口断面を示すものとして、目標値が設定されてきた資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)について、目標値の設定を廃止すべきである。 資源生産性は、国民・企業の努力だけで改善できるものではなく、国内外の経済情勢、資源価格、為替等による変動が大きい。現に、直近の第三次基本計画の進捗状況の第3回点検結果報告書において、2008年度の世界金融危機の影響による実質GDPの変化や、2009年度までの大規模公共工事の減少による天然資源投入量の変化が、資源生産性の変動要因として記されている。 第4次環境基本計画において、「限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、次期循環型社会形成推進基本計画の中で、物質フロー指標の質的改善を図る。」と明記されていることを踏まえ、次期循環型社会形成推進基本計画では、国民や企業の努力がしっかりと反映される指標に絞って、目標値を設定すべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
64	2	4	その他	「SDGs」は、4ページの2行目「SDGs」と文字の統一化(全角か半角)が必要です。(2ページの8行目「2R」と3ページ8行目「2R」、2ページの13行目「NGO」と5ページの17行目「NGO」、4ページの18行目「3R」と19行目「3R」についても同様)	ご意見を踏まえてアルファベットについては半角に統一します。
65			その他	実現可能な施策を示すべく行政の指導力の発揮を期待します。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

66		その他	基本的にこの種の事業は、他人の善意に頼る頼る形では絶対にうまくいきません。飴と鞭をうまく組み合わせ、行う必要があります。それとこの種のリサイクル活動ではきちんと分別されるかどうかのカギだと思います。そこで消費税方式でリサイクル税を導入して、預り金方式で返還する方策を全国規模で一律に行うべきかと思います。もっとも消費税増税が難しいのであれば、当座は政府紙幣を発行し、そのうえで定額給付金を月1万配れば抵抗感が薄れますと思います。ゴミの分別活動は基本的に燃えるごみ、燃えないゴミの2文哲に限って、リサイクル可能なものに関しては所定の場所にもっていけば、預り金を返還するようにすべきかと思います。なお焼却炉及び焼却灰に関しては再資源化をする研究を進めるべきかと思います。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
67		その他	例えば、「～情動的措置～ポリシーミックスの適用」など、その意味がイメージできない箇所が散見される。全体として、国民にとって分かりやすい表現を用いていただきたい。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
68		その他	新たな循環型社会形成推進基本計画の策定に当たっては、環境と経済のバランスの取れた検討をお願いする。また、現在パブコメに出されている、第5次環境基本計画との整合にも十分留意するようお願いする。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。
69		その他	項目ごとに用いられた「施策について示す」との表現は、必ずしも、基本計画に具体的な施策を示すということではなく、施策の実施の是非を含め、今後、具体的な施策の内容について検討することであることを確認したい。計画の案文作成にあたっては、各課題に対し、その重要性や実効性、費用対効果などを踏まえて、丁寧に議論し書き分けるべきである。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。なお、「施策について示す」との表現については、当該施策について必要性を含めて検討することも含みます。
70		その他	廃棄タイヤを燃料として発電する場合に、電力の固定価格買い取り制度の対象として認めて頂きたい思います。廃棄タイヤは違法に投棄されていますが、燃料として使われれば違法投棄を防ぐ効果があると思います。	次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。

71			<p>その他</p> <p>・日本がいち早く低金利時代に突入し、また他国も低金利時代に向かっている。これは金融コストが低いことを意味し(=低割引率)、長寿命品が高評価され、適切な評価(NPV)を行えば、循環型社会に即した投資が実施されるようになることを意味する。また日本のメーカーは自動車会社も含めて真摯に長寿命の製品を作っている。しかしながら、日本の民間会社の投資判断や、公共における投資判断において、その長寿命性がうまく評価されずに表面価格の比較によって入札が実施される場合、短寿命品が競争に勝ち、循環型社会の継続が難しくなる事態も想定される。</p> <p>・循環型社会を継続的に実現するには、お互いが信用できる社会、低い金融コスト、長寿命の製品(が評価される仕組み)、(地域に根付いた)低い運営費用(の実現)、需要を終えた後の適切な費用による3R(中古市場含む)が重要となるのではないであろうか。(循環型社会とは、低金利、信頼社会、長寿命の製品、低メンテナンス費用、中古市場での高評価、部品の流通市場などが関係する。(トヨタ型産業に近いように思う。)) これらの多くは日本で実現できており、これらを社会が評価し、運営することができれば、環境分野を含む多くの分野での投資が長寿命が評価して循環型社会に向かって進むのではないだろうか。</p>	<p>次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた、今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
----	--	--	---	---